

下関市補助金ガイドライン（平成29年3月） 概要版

※詳細は、正式版を確認してください。

1. 本ガイドラインの位置づけ

- 平成17年の市町合併から既に10年以上が経過し、新市としての一体感の醸成に努めるとともに、交流人口の拡大を目指す等様々な施策に取り組んでいるところ。
- その一方で、本市を取り巻く社会情勢は変化してきており、特に、人口減少、少子高齢化の進展により、財政状況はより厳しさを増してきていると言える。
- 本市では、平成24年度に策定した「財政健全化プロジェクト」に基づき、その取り組み項目の一つである「補助金等の見直し」について、「補助金等の見直しに係る指針（試行）」（平成25年10月。以下「旧指針」という。）を策定する等、補助金の見直し作業を進めてきた。
- 「下関市補助金ガイドライン」は、平成26年度から28年度までの3年間に実施した補助金見直し作業において、各補助金の内容を確認・精査するとともに、平成24年度に実施された包括外部監査（「一般会計における補助金及び交付金の事務の執行について」）における指摘事項、意見を踏まえ策定したもの。
- 今後の社会情勢の変化等による市民ニーズの多様化に対応するためにも、行政を補完する新たな補助制度の創設が必要となることが考えられるため、新たな補助制度においても、これまでの議論により整理した補助制度における公益性・適格性を堅持し、今後の補助金の運用に当たって、より適正な補助金の執行が可能となるよう策定したもの。

本ガイドラインの対象範囲

- 市の歳出予算第19節「負担金補助及び交付金」のうち、「補助金」として整理される支出科目の制度設計のあり方を示したものであり、「負担金」及び「交付金」は対象としていないことに留意
- 対象外とする補助金
 - 国又は山口県の制度に基づく補助金（ただし、上乗せ、横出しを行っている場合は、その部分については対象）
 - 利子補給補助金（債務負担行為設定済みのもの）
 - 市の会計間で支出する補助金

2. 補助金とは

- 補助金は、地方自治法(昭和22年法律第67号)において、公益上の必要性がある場合に補助することができるとされている。

地方自治法(抜粋) (寄附又は補助)

第二百三十二条の二 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

補助金の基本的な考え方

- 公益性の確認 公益上の必要性があるか否かについては、客観的なものでなければならないため、理論的に説明できることが必要。例えば、
 - ①市が関与して推進すべき事業であり、市の政策目的（総合計画等の施策内容や方向性）と合致している。
 - ②市民ニーズに対応したもので、補助金交付の効果があり、受益者が特定の者に偏らず、市民間に不公平が生じないこと 等。
- 適格性の確認 補助金交付先団体等(以下「団体等」という。)の活動内容が市から補助金を交付されるに値する団体等であることが必要。例えば、
 - ①市が事業を行う場合と比較した際、補助制度により団体等に行かせた方が経費面、迅速性、専門性などのメリットがある。
 - ②団体等が事業を適正に遂行する能力を有している 等。

補助金の体系別の考え方

- | | | | | | |
|-----|---|--------|---|--------------------------------------|---|
| 補助金 | { | 運営費補助金 | { | 団体等の存続・運営のために交付する補助金で、用途が限定されていない補助金 | |
| | | 事業費補助金 | | 建設事業費補助金 | 団体等の事業のうち、団体等の固定資産形成に対し、補助する補助金 |
| | | | | イベント補助金 | 祭り等の行事開催に対し、補助する補助金 |
| | | | | 利子補給補助金 | 団体等の設備投資等に要する借入金の償還時に発生する利子相当分に対し、補助する補助金 |
| | | | | 扶助的補助金 | 弱者救済や福祉向上の観点などから補助する補助金 |
| | | | | イセティブ(奨励)補助金 | 市の施策を強力に推進するため、特定の事業に対し、インセンティブとして補助する補助金 |
| | | | | その他の事業費補助金 | 上記に該当しない全ての補助金 |

3. 補助金の制度設計に当たって

- 補助の目的の明確化について …… 補助制度の公益性を担保するため、補助する目的（理由）を具体的かつ明確にするとともに、補助金交付要綱の中に規定することが必要。
- 補助対象経費について …… 補助対象経費は、補助目的となる事業の実施に必要な経費のみとし、補助対象事業における支出の一切を許容範囲とするのではなく、補助対象事業のうち、その目的と本市の支出費目（節・細節）に照らして整理する。
- 補助率について …… 補助金の性質が団体等の主体的な活動（事業）に対する支援という観点から、補助率は、原則として、補助対象経費の2分の1以下とする。
- 単価を積算根拠とする補助金について …… 適正な単価水準を確保するため、他市の状況を調査・研究する等、その妥当性を検証することが必要。
- 上乗せ補助について …… 国・県の補助制度で、その財源を国・県が負担する補助金については、原則、「上乗せ」の補助は行わない。
- 少額補助について …… 公益性、費用対効果等を検討し、その必要性が低いものについては、「終了」を検討する。
- 全額補助について …… 市として直接実施、目的の達成度や自立の可能性の検証による補助金の「終了」、補助率の設定等を検討する。
- 団体等の事務局の取扱いについて …… 特別な理由があるものを除き、原則として、当該事務局は行政組織から独立させるよう検討し、直ちに独立できない場合においても、預金通帳及び印鑑の管理は、団体等自身が行うことが必要。
- 各種法令等の遵守について …… 団体等に対し、遵守しなければならない各種法令等の確認とその理解に向けた指導が必要であり、特に所得税、消費税等の関係法令等に係る確認とその理解が重要。
- 終期の設定について …… 補助金に3年以内の終期の設定を行い、定期的な見直しを実施する「サンセット方式」を採用。

4. 補助金による成果の検証

- 証憑類の照合について …… 事業が適正に行われたことを確認するため、団体等の決算書と領収書等の証憑類との照合が必要。添付資料として提出された領収書等の内容（対象、金額及び日付等）が補助対象経費と合致しているか照合する。特に、団体等の事業内容に補助対象事業と補助対象外事業が混在する場合は、事業内容を正確に仕分けしたうえで証憑類との照合が必要となる。
- 決算書について …… 決算書については、収入及び支出項目の記載内容の適不適、金額及び数量等の数値の合致、補助対象経費以外の経費の計上の有無等を検証する。加えて、「団体等の決算書（財産目録を含む。）」と「補助対象事業に係る決算書」のそれぞれを団体等から徴する。
- 繰越金について …… 団体等に繰越金が発生している場合は、団体等の財産目録を確認することにより、補助金の必要性及び補助金額の妥当性を検証したうえで、補助金の「終了」又は「減額」の余地について検討する。
- 実績報告について …… 補助対象事業に係る収支報告のみではなく、補助対象事業の成果に係る報告を求めることも必要。報告された成果内容を検証した結果、当初想定した成果水準に達していない場合、また、今後、継続実施しても水準に達することが不可能と見込まれる場合は、補助制度の「終了」又は「見直し」を検討する。
- 自主財源の確保に向けた団体等に対する指導について …… 成果の検証を通じて、団体等の自立に向けた自主財源の確保等について努めるように指導することが重要。
- 指標の検証について …… 制度設計時に設定した指標に基づき、毎年度において検証を行い、検証の結果、「所期の目的を達成した」と考えられる場合は、補助金の「終了」を検討し、「指標の伸びが期待できない」など、効果に疑問が生じる場合は、「見直し」に加え、「終了」も視野に入れた検討が必要。

5. 下関市補助金等交付規則と補助金交付要綱について

6. 資料編 資料編として、「下関市補助金等交付規則」、「下関市〇〇補助金交付要綱」（雛形）、補助金の見直しに係る経過を掲載